

都道府県独自の被災者生活再建支援制度

別紙3

平成26年5月1日現在

	名称	対象とする自然災害の規模		対象とする被害程度(最大支給額(万円))							支援法との併給	年収・年齢要件の有無	使途の制限	財源			制度の開始時期
		支援法同等	その他(内容)	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊	床上浸水	その他				都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	その他(内容)	
北海道	北海道自然災害に伴う住家被害見舞金		全壊又は半壊が1世帯でも発生した災害	20	-	-	-	10	-	-	可	-	-	○	-	-	S48.9.24
岩手県	被災者住宅再建支援事業費補助		東日本大震災により、支給対象となる被害が発生した災害(住宅を建設・購入する世帯のみ)	100	100	-	-	-	-	-	可	-	住宅の建設・購入	-	-	県2/3市町村1/3	H24.4.1
	被災者生活再建支援金支給補助	○	「平成25年7月26日から28日の大雨・洪水」「平成25年8月9日の大雨・洪水」及び「平成25年台風第18号に伴う大雨・洪水」による被害	300	300	300	250	20	5	-	-	-	-	○	-	-	①基礎生活資金増加分：H25.9.5 ②中核分：H25.10.18
秋田県	災害見舞金		暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象による災害(災害規模は問わない)	60	-	-	-	20	20	-	可	-	-	○	-	-	S47.9.1
山形県	山形県災害見舞金		暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震その他異常な自然現象又は災害救助法による救助の行われる程度の火事若しくは爆発による被害	20	-	-	-	10	-	-	可	-	-	○	-	-	S49.7.27
茨城県	茨城県災害見舞金		1. 県内の一つの市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 2. 1の災害と同一の原因で発生したその他の市町村での災害	5	-	-	3	3	2	-	可	-	-	○	-	-	H24.5.6
栃木県	栃木県被災者生活再建支援金 ※実施主体は(公財)栃木県市町村振興協会	○	以下のいずれかの災害において、被災者生活再建支援法が適用されない区域の災害・栃木県又は隣接県で支援法が適用される自然災害・栃木県で災害救助法が適用される自然災害	300	300	300	250	-	-	-	-	-	-	-	○(基金設置)	-	H25.4.1
群馬県	群馬県災害見舞金		1. 全壊又は半壊が1世帯でも生じた災害 2. 同一原因による災害で、一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した災害(床上浸水世帯を対象)	10	-	-	-	5	2	-	-	-	-	○	-	-	H23.11.16
埼玉県	埼玉県・市町村生活再建支援金	○	全壊等が1世帯でも生じた災害	300	300	300	250	-	-	-	-	-	-	-	-	県2/3市町村1/3	H26.4.1
千葉県	千葉県液化等被害住宅再建支援事業		東日本大震災による液化化等被害災害(住宅再建支援金を交付する事業を実施する市町村)	-	100	-	-	25	-	100※1	-	-	住宅の解体、地盤復旧、基礎の修繕・補修	○	-	-	H23.6.14
	千葉県災害見舞金		5世帯以上の住家が全壊・全焼・流失した災害	10	-	-	-	-	-	-	可	-	-	○	-	-	H10.11.20
	平成25年9月2日竜巻災害に係る千葉県被災者生活再建支援金	○	支援法の対象とならない被害規模の災害	300	300	-	250	25	-	-	-	-	-	○	-	-	H25.9.20
東京都	東京都三宅島災害被災者帰島生活再建支援金		発災時(H12.6)に三宅島から避難し、避難指示解除後に三宅島へ帰島し住宅の修繕等を行う世帯	-	-	150	-	-	-	-	可	年収1,000万円以下他	-	○	-	-	H17.2.1
	東京都大島町被災者生活再建支援金		平成25年度平成25年台風第26号災害により、住宅に半壊被害を受けた世帯	-	-	-	-	200	-	-	-	-	「建設・購入」、「補修」、「賃借」	-	○	-	H25.10.18

	名 称	対象とする自然災害の規模		対象とする被害程度(最大支給額(万円))							支援法との併給	年収・年齢要件の有無	使途の制限	財 源			制度の開始時期
		支援法同等	その他(内容)	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊	床上浸水	その他				都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	その他(内容)	
新潟県	新潟県被災者生活再建支援事業補助金(平成23年7月新潟・福島豪雨)	○	県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町村は()内の額を加算)	100 (300)	100 (300)	100 (300)	50 (250)	50	30	-	可	-	-	-	-	県2/3市町村1/3	H23.7.28
	新潟県被災者生活再建支援事業補助金(平成23年度豪雪及び上越市板倉区国川で発生した地すべり)	○	災害救助法が適用され、全壊の住家被害が1つの市町村で5世帯以上となる災害	100 (300)	100 (300)	100 (300)	50 (250)	50	-	-	可	-	-	-	-	県2/3市町村1/3	H24.1.14
	新潟県被災者生活再建支援事業補助金(平成25年7月29日からの大雨)	○	災害救助法または県災害救助条例が適用され、県災害救助条例第2条第1号に該当する被害もしくは5世帯以上の住家全壊被害となる災害	100 (300)	100 (300)	100 (300)	50 (250)	50	30	-	可	-	-	-	-	県2/3市町村1/3	H25.7.30
福井県	福井県災害見舞金		1 原則として災害救助法の適用がなく、かつ市町村が災害対策本部を設置した小災害 2 1にかかわらず、天災等による被害であって生活基盤を失った場合または過疎地域で復旧困難な場合等特殊な事情があるものについては、関係課協議のうえ対象災害とすることができる	5	-	-	2	2	-	-	可	-	-	○	-	-	H5.9.7
長野県	長野県災害見舞金		1 県内の一つの市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 2. 1の災害と同一の原因で発生したその他の市町村での災害	30	-	-	-	10	2	-	可	-	-	○	-	-	S49.3.1
岐阜県	岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金	○	支援法適用災害及び知事が必要と認めた災害	100	-	-	100	50	30	-	-	19年改正前の支援法と同じ	-	-	-	県2/3市町村1/3	H16.12.16
静岡県	被災者自立生活再建支援事業費助成	○	支援法の対象とならない被害規模の災害	300	300	-	250	-	-	-	-	-	-	○	-	-	H18.10.24
愛知県	災害見舞金		支援法対象地域に加え、被害が次の2つ以上に該当する災害 ①5市(区)町村以上で被害。②350世帯以上の住家滅失。③死者1または重傷者10以上の被害が発生。	10	-	-	-	5	1	-	可	-	-	○	-	-	S57
三重県	三重県被災者生活再建支援事業費補助金	○	平成23年台風第12号災害(全壊・解体(半壊・敷地被害)、大規模半壊、半壊、床上浸水世帯)	300	300	-	250	35	25	-	-	-	-	-	○ 右記以外	支援法適用市町村のうち財政力指数が0.5以下の市町村2/3、市町村1/3	H23.9.2
滋賀県	被災者に対する災害見舞金		一の市町において全壊(焼)、流失世帯が5世帯以上で、かつ、知事が必要と認めるとき	5	-	-	-	3	2	-	可	-	-	○	-	-	S40.8.1
	平成25年台風18号滋賀県被災者生活再建支援金	○	全壊、解体、大規模半壊、半壊、床上浸水の被害が発生した災害(平成25年台風18号災害)	300	300	-	250	135	50	-	-	-	-	○	-	-	H25.10.10
京都府	地域再建被災者住宅等支援事業補助金	○	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊・床上浸水の被害が発生した災害(平成24年8月13日からの大雨)	300	-	-	250	150	50	-	可	-	被災住宅の再建等	-	-	府2/3市町村1/3	H24.10.29
	地域再建被災者住宅等支援事業補助金	○	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊・床上浸水の被害が発生した災害(平成25年台風第18号)	300	-	-	250	150	50	-	可	-	被災住宅の再建等	-	-	府2/3市町村1/3	H25.11.1
兵庫県	兵庫県住宅再建共済制度(住宅再建共済)		自然災害 ※年額5,000円の共済負担金で、住宅の再建に最大600万円給付	建築 600 補修 200	-	-	建築 600 補修 100	建築 600 補修 50	-	-	可	-	-	-	-	加入者からの共済負担金 *年額5000円の追加負担必要 (H26/8/1施行)	H17.9
	兵庫県住宅再建共済制度(家財再建共済)		自然災害 ※年額1,500円の共済負担金で、家財の購入・補修に最大50万円給付	50	-	-	35	25	15	-	可	-	-	-	-	加入者からの共済負担金	H22.8
	災害援護金		一の市町の区域内の被害数が5以上の自然災害	20	-	-	-	10	5	-	可	-	-	○	-	-	S43.6

	名称	対象とする自然災害の規模		対象とする被害程度(最大支給額(万円))							支援法との併給	年収・年齢要件の有無	使途の制限	財源			制度の開始時期	
		支援法同等	その他(内容)	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊	床上浸水	その他				都道府県全額	都道府県1/2市町村1/2	その他(内容)		
和歌山県	和歌山県被災者住宅再建支援制度		平成23年台風第12号災害による被災世帯(全壊、解体、大規模半壊)に対して、被災者生活再建支援制度に県が補助金を上乗せ。	補助金額:(工事費×1/3)ー被災者生活再建支援金 ・全壊・解体:50~150万円 ・補修:25~75万円							可	-	住宅の建設・購入、補修	○	-	-	H24.1.11	
鳥取県	鳥取県被災者住宅再建支援制度	○	下記のいずれかに該当するもので、知事が市町村に協議して指定したもの ・県内で10世帯以上の住宅が全壊した災害 ・1の市町村の区域において5世帯以上の住宅が全壊した災害 ・1の集落において世帯数の1/2以上かつ2世帯以上の住宅が全壊した災害 ・上記のほか、被災地域における地域社会の崩壊を招く恐れのある被害が発生した災害 ・その他知事が市町村と協議して指定した災害	300	-	-	250	100	-	-	-	-	-	新築・購入は、被災住宅の所在した市町村に属する。補修経費(半壊世帯のみ)	-	-	県1/10、市町村1/10、基金8/10(基金拠出:県1/2、市町村1/2)	H13.7.6
島根県	島根県被災者生活再建支援交付金	○	支援法の対象とならない被害規模の災害	300	300	300	250	-	-	-	-	-	-	-	○	-	H14.4.1	
広島県	広島県被災者生活再建支援補助金	○	県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	-	-	-	-	-	-	-	○	-	H12.6.7	
山口県	山口県被災者生活再建支援金支給事業	○	県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	-	-	-	-	-	-	-	○	-	H11.11.1	
徳島県	徳島県住宅再建特別支援事業補助金		災害の規模や被害の程度等により、その都度判断	225	-	-	112.5	112.5	-	-	-	可	-	住宅の建設・購入、補修、住宅の解体等	-	-	県2/3市町村1/3	H16.9.6
福岡県	福岡県被災者生活再建支援金	○	県内で支援法が適用された災害(支援法適用外の市町村)	300	300	300	250	-	-	-	-	-	-	○	-	-	H24.7.3	
佐賀県	佐賀県災害見舞金		・火災(自然災害に起因するものに限る。)洪水、津波、地震、暴風等の災害により、5世帯以上の住家が滅失したこと。 ・雪害その他の災害により交通が途絶し食糧その他の生活必需品が乏乏し、自力で調達不能の世帯が5世帯以上発生した災害。	2以上 ※2	-	-	1以上 ※3	1以上 ※3	-	-	-	可	-	-	○	-	※4	H16.6.27
熊本県	県独自支援策(恒久的な制度とはせず、大枠(スキーム)のみを決定)		県内で災害救助法が適用された災害	300	-	-	150	10	10	-	-	-	-	○	-	-	H25.6.21	
大分県	大分県災害被災者住宅再建支援制度	○	全壊、半壊、床上浸水の被害が発生した災害(全ての世帯)	300	-	-	130	130	5	-	-	-	-	-	○	-	H18.4.1	
宮崎県	宮崎県・市町村災害時安心基金		全壊、半壊、床上浸水の被害が発生した災害(全ての世帯)	20	-	-	15	15	10	-	可	-	-	-	○(基金設置)	-	H19.4.1	
鹿児島県	鹿児島県被災者生活支援金		県内で支援法が適用された災害	20	-	-	20	20	20	20	※5 ※6	※6のみ可	-	-	-	○(基金設置)	-	H18.8.25
沖縄県	沖縄県災害見舞金		県内で発生した、天災地変その他災害(災害規模は問わない)	5	-	-	-	3	-	-	可	-	-	○	-	-	S47.10.11	
合計(団体数)	32都道府県	16		40	37	18	12	27	31	20	4	可22	2	8	20	8	14	-

※1 住宅の地盤復旧世帯(住宅の基礎の修復を含む。)

※2 1人増すごとに1万円を加える

※3 1人増すごとに5千円を加える

※4 県は市町において、左記の同額以上を交付した場合に支給する

※5 店舗等が同等の被害を受けた小規模事業者

※6 床上浸水以上の被災世帯、小規模事業者で、前年の1月1日から被災日までの対象災害においても床上浸水以上の被害を受けた者